

物件オーナー様へ

宅建ハトさん保証が
賃貸経営をサポート！
大切な資産を
お守りいたします。

宅建
ハトさん
保証

●業務の軽減

宅建ハトさん保証が延滞家賃を立替払いし、入居者様へのご請求を行いますので、オーナー様は滞納家賃の督促業務から解放されます。

●キャッシュフローの安定

宅建ハトさん保証が毎月の滞納家賃をお立替えいたします。オーナー様に毎月の安定した賃料収入をお約束いたします。

●お申込は簡単

保証のお申込は、宅建ハトさん保証と取次店契約を締結している不動産会社様を介してご利用いただけます。日本在住で家賃の支払い能力のある方であれば、日本国籍、外国籍を問わずお申込いただけます。また、個人・法人は問いません。新しく契約を希望される方はもちろん、現在入居者の中の方もお申込いただけます。(※ただし滞納がない場合など)

●充実した保証範囲

宅建ハトさん保証は毎月の賃料の他、原状回復費用、明渡し 交渉に至った場合の訴訟費用や残置物撤去費用まで幅広く保証いたします。



保証内容

保証限度額

月額固定賃料等の24ヶ月分＋訴訟費用(上限100万円)

保証範囲 (事務所・店舗共通)

- ①月額賃料・管理費(消費税込み)
- ②建物明渡しに関わる訴訟費用(上限100万円)
- ③残置物撤去・保管・処分費用(上限賃料の1ヶ月分)
- ④建物明渡し時の原状回復費用(上限賃料の1ヶ月分)

【ご注意事項】

- ① お家賃の入金確認は必ず毎月お願いいたします。
- ② **入金を確認できなかった場合は、当月家賃の20日までに代位弁済請求書をFAXまたはメールにて送信ください。**
送信先 FAX: 03-3239-6409 / MAIL: taino@hatosan-g.jp
- ③ 代位弁済の送金日につきましては、当月(家賃対象月)20日までの滞納報告は当月末、21日以降当月末までの滞納報告は翌月末のお立替となります。
- ④ **当月家賃の月末を過ぎてからの滞納報告は免責になりますのでご注意ください。**
- ⑤ 滞納があった場合、ご入居者様との入金日の約束をなさらないようお願いいたします。(当社又は弁護士が対応いたします。)
- ⑥ 3ヶ月連続で滞納が続いた場合は、当社指定の弁護士へ督促業務を委任いたします。(オーナー様より委任の書類をいただきます。)
- ⑦ 賃貸保証契約書(賃貸人様控)にご捺印と収入印紙の貼付をお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社宅建プレインズ
宅建ハトさん保証事業部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・Pビル4階
Tel:03-3239-6407 Fax:03-3239-6409
Mail:info@hatosan-g.jp